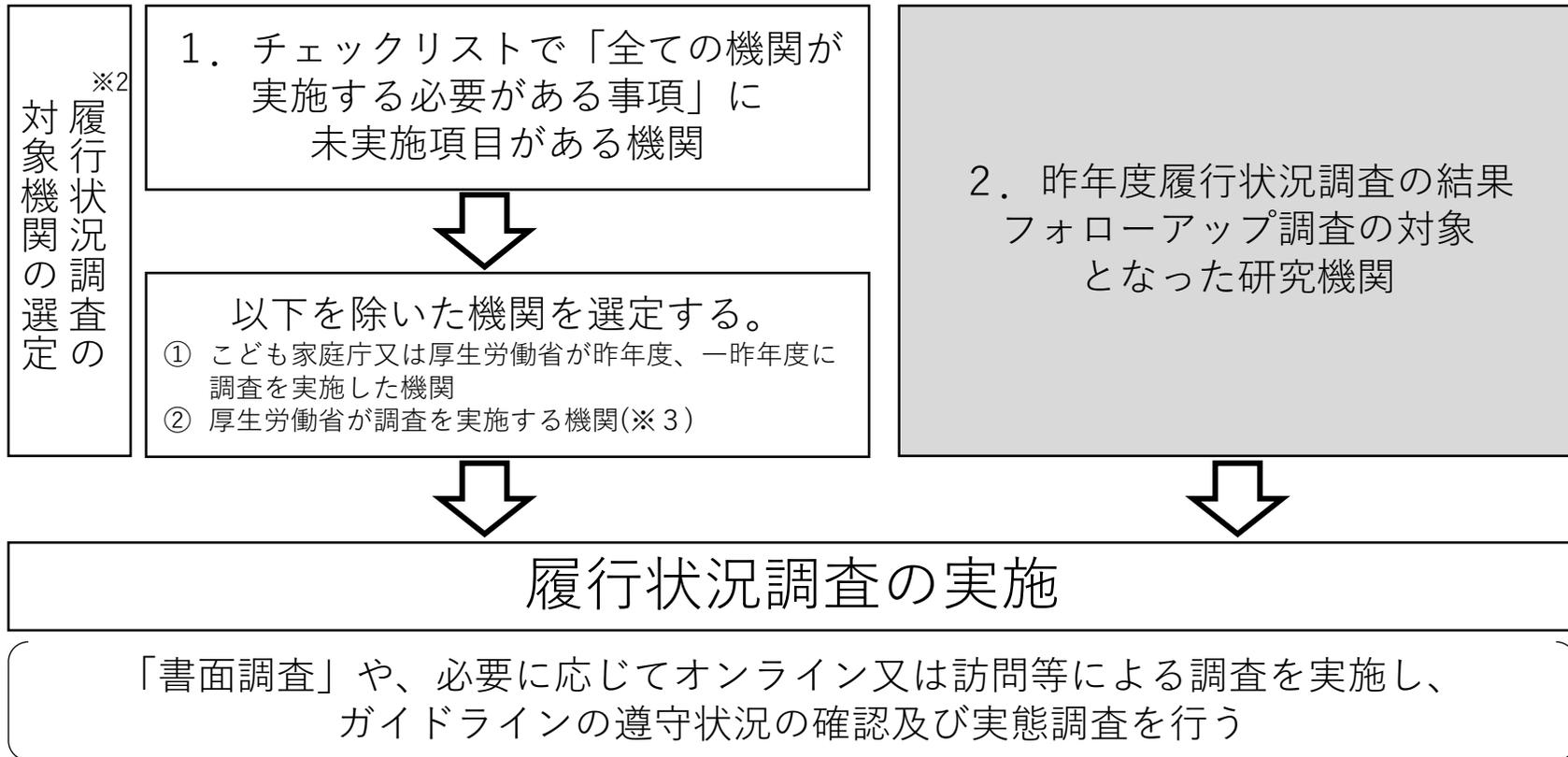


「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
に基づく研究機関に対する履行状況調査の実施について（案）

こども家庭科学研究費補助金等に応募等をする研究者が所属する機関から、  
「体制整備等自己評価チェックリスト」（※1）が提出される



- ※1 こども家庭科学研究費補助金の管理・監査等について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めているもの。
- ※2 研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施する調査。
- ※3 厚生労働省において体制整備・運用に不備があると判断された場合、こども家庭庁は機動調査を行い、所要の改善を促すための管理条件の付与等の措置を講じることを考慮する。